

福井県成長産業立地促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 福井県成長産業立地促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、企業が県内に事業所等を設置する事業に要する経費に対し補助金を交付することにより、企業の立地を促進し、産業構造の高度化、良質な雇用の確保を図り、もって本県経済の健全な発展と県民生活の安定向上に資することを目的とする。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、交付目的、補助事業者、補助対象経費、補助率、補助交付額、交付限度額および総交付限度額は、知事が別に定めるとおりとする。

（他補助金との重複交付）

第4条 補助金の他に、補助対象経費を同じとする国および県ならびにこれらに準ずる団体等（市町は含まない。）から他補助金の交付が行われている、または交付が見込まれる場合は、その経費を補助金の補助対象経費から除くものとする。ただし、補助要件としての投下固定資産額には含めることができる。

2 ただし、特定成長枠については、他補助金との重複交付を可能とする。

（補助金の指定申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする企業は、補助対象事業指定申請書および事業所等設置計画書（以下「指定申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。指定申請書等の様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

（指定の通知）

第6条 知事は指定申請書等が提出された場合には、以下の事項について審査し、補助事業としての指定の適否を決定し、企業に通知するものとする。

- （1）設置する事業所等の計画が補助要件を満たすこと
- （2）設置する事業所等が環境整備について適切な措置が講じられると認められること
- （3）事業所等の設置が補助金交付の目的達成に寄与するものであると認められること

（土地建物取得契約および土地建物賃貸借契約の届出）

第7条 指定申請書等を提出する企業が、土地の購入経費または土地建物の賃借料に対する補助を受けようとする場合は、指定申請書等の提出に先立ち、土地取得契約等届出書を知事に提出しなければならない。土地取得契約等届出書の様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(着手の届出)

第8条 指定申請書等を提出した企業が、指定申請書等に記載した事業に着手した場合、着手届出書を知事に提出しなければならない。着手届出書の様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(事業計画の変更)

第9条 第6条の規定により指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、指定申請書等に記載された事項について、変更があるときは、すみやかに補助対象事業指定変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。補助対象事業指定変更承認申請書の様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(1) 投下固定資産額20%以内の増減もしくは補助上限の変更を伴わない投下固定資産額の増減

(2) その他知事が軽微な変更と認めるもの

(事業の中止)

第10条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに補助対象事業指定辞退届出書を知事に提出しなければならない。補助対象事業指定辞退届出書の様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(1) 指定申請書等に記載した事業を中止するとき

(2) 事業計画の変更により補助対象の要件を満たさなくなるとき

(事業開始の届出)

第11条 指定企業は、指定申請書等に記載した事業の開始をした場合には、事業開始届出書を知事に提出しなければならない。事業開始届出書の様式および事業の開始期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(補助要件充足)

第12条 指定企業が事業開始後充足すべき補助要件および期限は、知事が別に定めるとおりとする。

2 指定企業は、補助要件を充足した場合、補助要件充足届出書を知事に提出しなければならない。補助要件充足届出書の様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(地位の承継)

第13条 指定企業の地位は、法人の合併もしくは分割または事業の譲渡等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとする場合に限り承継することができる。

2 指定企業の地位を承継しようとする者は、補助対象事業指定承継承認申請書をあらか

じめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに通知するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合は、知事は、補助事業者に補助対象事業指定承継承認申請書（設立前）をあらかじめ提出させるものとする。
- 5 知事は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に補助対象事業指定承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が補助金の交付に関する変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 6 補助対象事業指定承継承認申請書の様式は、知事が別に定めるとおりとする。

（状況報告）

第14条 指定企業は、知事が必要と認めたときは、事業の状況を知事に報告しなければならない。

（補助金の交付申請および実績報告）

第15条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書および事業所等設置実績書（以下「補助金交付申請書兼実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。補助金交付申請書兼実績報告書等の様式および提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

（補助金の交付）

- 第16条 知事は、補助金を10年以内に分割して交付することができるものとする。
- 2 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、分割された2年目以降の補助金交付申請については、補助金交付申請書兼実績報告書等に準じた様式により補助金交付申請書を提出するものとし、添付書類の提出を省略することができるものとする。
 - 3 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付するものとする。

（補助金の請求）

第17条 規則第13条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。補助金交付請求書の様式は、知事が別に定めるとおりとする。

（指定等の取消し）

第18条 知事は、企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による指定または規則第5条の規定による交付決定を取り消すことができるものとする。

- （1）指定の要件を欠くに至ったとき
- （2）補助事業において、法令、規則またはこの要綱の規定に違反したとき
- （3）虚偽その他不正の手段により、または次条の各号のいずれかに該当する行為の事実について県に報告せず、企業の指定または補助金の交付を受けたとき
- （4）事業開始日から10年以内に休止、廃止または事業規模を大幅に縮小したとき

- (5) 国税、都道府県税、市区町村税を滞納しているとき（都道府県税および市区町村税については、本社が所在する都道府県および市区町村に係るもの）
- (6) 上記のほか、企業または代表役員等が重大な不正行為等に関与するなど、知事が特に必要と認めるとき

（指定等の停止）

第 19 条 知事は、企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める期間において、第 6 条の規定による指定または規則第 5 条の規定による交付決定を行わないこととする。ただし、当該企業が、次の各号のいずれかに該当する行為の事実について県に速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別の事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、その期間を短縮することができる。この場合において、必要があると認めるときは、当該企業に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

- (1) 前条の規定により指定または交付決定が取り消された場合
当該指定または交付決定が取り消された日から 36 か月
- (2) 企業または企業の代表権を有する役員（個人事業主および代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む（以下「代表役員等」という。））が、禁錮以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告された場合
刑を宣告された日から 18 か月
- (3) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された場合
公訴を提起された日から 18 か月
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をした場合において、その行為態様、役員の関与の有無、当該不正または不誠実な行為が行われた期間および社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付等の相手方として不適当であると認められた場合
当該行為が行われた期間の末日から 18 か月

（補助金の返還）

第 20 条 知事は、第 18 条の規定により指定等を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

2 要綱第 18 条第 1 項（4）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還は求めないものとする。

- (1) 災害により事業所の操業の休止や廃止を余儀なくされたとき、または災害により損傷した投下固定資産を処分したとき
- (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した投下固定資産を処分したとき
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき

(証拠書類等の整備)

第 21 条 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（1 件当たりの取得価格または効用の増加価格が 50 万円未満のものを除く。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

ただし、補助対象資産に根抵当権を設定することは認められない。

3 知事は、補助事業者が前項の規定により財産を処分することにより収入があったときは、その一部または全部を県に返納させることができる。

4 財産処分承認申請書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(事業状況報告書)

第 23 条 補助事業者は、補助金の最初の交付を受けた年度の翌年度から 10 年間、毎年 1 月 31 日までに知事に事業状況報告書（補助金の交付を受けた年度以降の事業に限る。）を提出しなければならない。事業状況報告書様式は、知事が別に定めるとおりとする。

(補助事業者の責務)

第 24 条 補助事業者は、補助要件を充足し、補助金の交付を受けた後も、法令を遵守し、虚偽その他不正の手段をとることなく、適切に事業所等において事業を行わなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱施行前に「企業誘致補助金」「県内成長企業生産拠点拡大促進補助金」にて土地取得契約等届出書や指定申請書を提出した企業については、従前の例による。ただし、本補助金の各区分に該当する企業が着手前の場合、この要綱および要領に基づく補助金の対象企業とすることができる。